

大学教育の分野別の質保証のための 教育課程編成上の参照基準について － 趣旨の解説と作成の手引き －

I 趣旨の解説

1. 分野別の質保証について

(1) 分野別の質保証とは

ここで言う分野別の質保証とは、各分野の「教育」の質の保障を意味するものであり、このことが、各大学において、教育課程（カリキュラム）の編成の在り方を中心として、教育活動を組織的かつ実質的に改善する取組み（自律的な質保証）を通して実現されるよう、そのような取組みを支援することを企図するものである。

(2) 分野別の質保証の具体的な方法論

① 具体的な学習目標に照らした教育課程の編成

分野別の質保証を実現するための方法論の中核は、各大学は、各分野の教育課程（学部・学科・コース等）について、先ず具体的な学習目標を同定し、その学習目標を効果的に実現するという観点に照らして、実際の教育課程（カリキュラム）を編成すべきとすることにある。

ここで言う「学習目標」とは、学習者である学生の観点から、学びを通して具体的にどのような有用なものを身に付けるのかという意味での目標である。そしてこの目標は、大学全体の教育理念を、実際の各分野の教育活動に反映させる媒介としての機能も担うものである。

② 目的・意義の共有と自律的な質保証

具体的な学習目標を同定し、それに照らして教育課程の編成を行うことにより、すべての教員が、自らが受け持つ教育活動の具体的な目的を理解し共有することが可能になり、またすべての学生が、自らが参加する学習活動の具体的な意義を理解し共有することが可能になる。

加えて、学習目標が具体的に同定されることにより、それに照らして実際に学習成果が上がっているのかどうかを検証することが可能になる（学習目標自体が妥当かどうかも検討の対象となる。）。学習目標の同定は、大学内部で教育の質の自律的な保証を図る上での根幹となるものである。

2. 学術会議が策定する「参照基準」について

(1) 各大学が具体的な学習目標を定める上での参考

学術会議が策定する、分野別の教育課程編成上の参照基準は、各大学が、各分野の教育課程の具体的な学習目標を同定する際に、参考にしてもらうためのものである。

その意味では学習目標の一種の雛形とも言うべきものであるが、しかし、各大学がそれを機械的に複製するようなことを期待するものではない。そのような事態は大学教育の思考停止であり、大学自らの責任による質保証と相容れないものである。

参照基準の役割は、それを通じて各大学が、当該分野に固有の方法論と、そこに内在する理

念・哲学を確認し共有することに資するとともに、それを踏まえて、学生が、学びを通じてどのようなものを身に付けることを目指すのか、具体的に同定する上での参考となるよう、そのことに関する一定の抽象性と包括性を備えた考え方を提案することにある。

※ 各大学が同定する学習目標では具体性と特定性（「総花」ではないという意味での）が重要であるのに対して、学術会議が策定する参照基準では、様々な大学がそれぞれの理念・状況に即して学習目標に対する考えを柔軟に展開できるよう、一定の抽象性と包括性を持たせることが重要である。

（２）他のアプローチとの違いについて

① 最低水準や平均水準の設定ではないこと

同じ分野の専門教育でも、大学によって重点の置き方の違いがあることに加えて、特に学士課程教育全体としての観点からは、専門教育と教養教育とのバランスの置き方という面でも大きな多様性が許容されることが必要である。

このため、参照基準は、各分野での学習目標に関する最低水準や平均水準を設定するものではなく、各大学が独自の学習目標を設定する際の共通の「出発点」を提供するものとして理解されることが重要である。

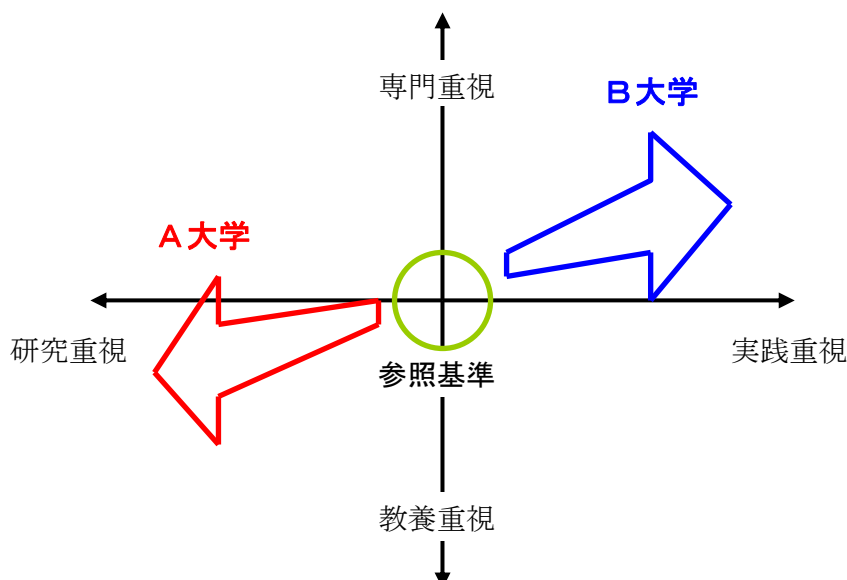
※ 専門教育と教養教育との関わりに関して、報告書本文では、「各大学は、各分野の学士課程教育において、専門教育と教養教育とのバランスに配慮した学習目標を定めて、それを実現し得るカリキュラム編成をすべきである」（頁）としている。

※ 学習目標の達成度に関して、各大学が、関係する資格試験や能力検定試験での成績等を参照して、学習目標を達成する上で改善すべき点はないか、学習目標自体が妥当かどうかを検証することに役立てることを否定するものではない。

② コアカリキュラムの策定とは異なること

教育課程の一定の標準化を企図する「コアカリキュラム」は、医学のように国家資格に密接に関係しており、プロフェッショナルとして社会に果たすべき責任が明確である分野において、そのための質保証を図る方法として適している。

一方で学術会議が企図する分野別の質保証は、ある学問を学ぶことを通じて、学生が何を身に付けることができるのかという、最も一般的な観点から教育の質を保証しようとするものであり、教育課程はもとより学習目標の同定を含めて大きな多様性を許容するものである。



Ⅱ 各分野における参照基準の作成の手引き

1. 参照基準の構成項目

参照基準の基本的な構成項目は以下の通りとするが、各分野の事情に応じて5.として独自の項目を設定したり、「はじめに」や「おわりに」あるいは参考資料等を付すことも可能である。

1. 当該学問分野の定義
2. 当該学問分野に方法論 —世界の認識の仕方、世界への関与の仕方
3. 当該学問分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
4. 学習内容・学習方法・学習成果の評価方法についての例示

(1) 当該学問分野の定義

当該学問分野について簡単な定義を行う。学問分野としての実質的な自己同定は次の(2)で行うことになるので、他分野との境界線が明確である分野については、ごく簡単な記述でも構わない。必要に応じて隣接分野との関連についても適宜に言及を行い、A4用紙(40字×40行)1枚程度に収める。

(2) 当該学問分野の本質的な方法論 —世界の認識の仕方、世界への関与の仕方

学問の本質は、世界を知り世界に関わるための方法論である。その学問に固有の知的認識枠組みはどのようなものなのか、また、その知的認識枠組みを用いて世界に何をもたらさんとするのか。参照基準の第一の使命は、従来基本的には暗黙知とされてきたこれらのことについて明文化を試み、「各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった。」(中央教育審議会「学士課程教育の構築について(答申)」)との指摘に応えることにある。

学生に何を身に付けさせることを目標にするにせよ、当該分野に固有の方法論に根差したものでなければ、その学問分野を通して学ぶ意味はない。参照基準において、まず当該分野に固有の世界の認識の仕方と、世界への関与の仕方を明らかにしておくことは必要不可欠である。必要に応じて当該分野の基本的な知識や理解を具体例に用いながら、このことについて、一定の厚みのある記述(A4用紙4枚程度)を行うものとする。

※ 学びの在り方に関して、単に当該分野の研究を通して得られた「成果」の一部を知識として学生に伝達するだけでなく、当該分野に固有の方法論に根差した知的訓練を通して、学生自身に何等かの有用なものを形成するということが重要であると考えられる。

(3) 当該分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

各大学が、具体的な学習目標を同定する上で、直接的な参考としてもらうために作成するのが以下の項目である。

① その分野を学ぶことの意義

まず、その分野を学ぶことの意義について、学びを通じて学生がどのような人間に成長することが期待されるのかということを念頭に、しっかりしたイメージを描くことが必要である。その際の「人間」には、職業人としての人間もあれば、公共的な課題に関わる市民としての人間、あるいは「人間性」という言葉を用いる際の人間など、様々な面があり、分野によってこうした「人間」の持つ様々な面への関わり方も多様であると考えられる。また特に職業人とい

うことでは、当該分野と直結した専門的な職業人もあれば、ある程度緩やかな形で当該分野の能力を活用する職業人、さらには当該分野の学びを通して獲得された非常に一般的な知的能力（ジェネリックスキル）を活用する職業人など、それ自体に多様性があると考えられる。

学問分野によって学生の成長への関与の在り方も多様であり、それぞれの分野に固有の特性が存在することを前提として、各分野がどのような文脈においてどのような有用なものを学生に身に付けさせることができるのか、そのことがよく理解できる形で、当該分野を学ぶことの意義を記述する。（A4用紙2枚程度）

② すべての学生が身に付けることを目指すべき基本的素養

①で記述した人間像を踏まえて、当該分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養がどのようなものであるのか、以下の項目ごとに記述を行う（各項目についてA4用紙1枚程度）。各項目を記述するにあたっては、個別の事項を多数列挙することはせず、内容を厳選するとともに、Iの2（1）の注でも記した通り、一定の抽象性と包括性を備えた記述となるよう留意する。

1. 当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解
2. 当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な能力
 - i) 分野に固有の能力（専門的な知識や理解や方法論を活用して何かをすることができる能力）
 - ii) より一般的な能力（分野に固有の知的訓練を通じて獲得することが可能な汎用的に活用可能な能力：ジェネリックスキル）

（4）学習内容・学習方法・学習成果の評価方法についての例示

参照基準においては、各大学が具体的な学習目標を定める上での参考として、今まで記した「当該分野の本質的な方法論」、「その分野を学ぶことの意義」、「すべての学生が身に付けることを目指すべき基本的素養」を提示すれば、基本的には十分である。

しかし、学習目標とカリキュラムとを実際に結ぶのが学習内容（学びの素材）と学習方法であり、その上で、学習目標の趣旨が学習成果の評価方法に適切に反映されて、初めて学習目標の具体的な同定を根幹とする教育の質保証が一応の完結を見ると言える。

このため、あくまで例示としてではあるが、学習内容、学習方法、学習成果の評価方法についても、基本的に重要と考えられる範囲で記述を行うものとする（各項目についてA4用紙1枚程度）。その際、特に学習内容については、参照基準はコアカリキュラムとは明確に異なるものであることを考慮することが必要である。このため、各大学における教育課程の多様性を基本的な前提として、なおかつすべての教育課程において共有することが望まれる、当該分野を構成する基本的な柱となるような内容・領域（具体的な授業科目名として規定される内容よりも包括的なレベルで）に限定するよう留意する。

2. 参照基準の作成手続き（ここはこれから作成する予定です。）

（関連学協会との関わりの在り方や、多様な意見の反映方法等、参照基準の作成手続きにおいて配慮すべきこと）

※ この文書が成案となった段階で、改めて報告書本文との整合性を照合し、必要に応じて本文の修正を行う予定。